

第10章 カナダ

内国民待遇

電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

カナダ・オンタリオ州は、再生可能エネルギーの普及を図るため、2009年5月14日に“Green Energy Act”を可決及び関連する法律を改正。同法により、再生可能エネルギーの電力の固定価格買取制度（Feed in Tariff(FIT)）を創設。

オンタリオ州政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値（組立や原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することを義務化した（ローカルコンテンツ要求）。

<国際ルール上の問題点>

こうした措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMS）第2条違反の可能性があるとともに、補助金協定第3条に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性がある。

<最近の動き>

本件については、現地領事館等を通じて、オンタリオ州政府に懸念を伝えている他、カナダ連邦政府に対してもハイレベルでの働きかけを行う等、二国間での協議における解決を探ってきたが、カナダ側より前向きな回答が得られなかった

ため、2010年9月にカナダに対してWTO上の二国間協議要請を行った。その後、2011年6月にパネル設置要請を行い、7月の紛争解決機関会合においてパネルが設置、2012年3月及び5月にパネル会合が開催された。2012年12月、パネルは最終報告書を公表し、WTO協定に基づき、買取条件におけるローカルコンテンツ要求を撤廃すべきという我が国の主張を概ね認め、カナダがGATT第3条及びTRIMS第2条等に違反して不当な州産品優遇を行っている旨の判断を示した。GATT第3条及びTRIMS第2条違反については、TRIMS附属書で禁止されている国内産品の購入や使用の要求にあたり、州産品を不当に優遇しているとして内国民待遇義務違反を認定。また、内国民待遇義務の例外となる政府調達行為にも当たらないとしてカナダの反論を退けた。補助金協定第3条違反（禁止補助金）については、パネル報告書は、補助金認定の要件となる利益の存在（ローカルコンテンツ要求がFITプログラムに参加する再生可能エネルギー発電事業者に補助金協定に基づく利益を供与しているかどうか）が立証されていないとして、補助金協定違反を認定しなかった（ただし、本論点については、我が国が提出した証拠及び議論から「利益」の認定が可能との少数意見が付されている。）。上記認定に基づき、パネルはカナダに対し、GATT及びTRIMS違反とされた措置をWTO協定に整合させるように勧告した。

その後、2013年2月にパネル判断を不服としてカナダが上訴し、現在、上級委員会による審理が

行われている。

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われ、州有林については副総督又は州林業大臣が、私有林については連邦木材輸出諮問委員会が認定している。なお、州有林から産出される木材のうち、シダー類（ベイヒバ、ベイスギ）のすべて及びベイマツ、ベイトウヒ等で高品質の丸太については輸出が禁止されている（先住民居留地等一部の地域を除く）。また、丸太輸出には国内価格の5～15%（州北部沿岸部等は1ドル/m³）の課徴金が課せられるほか、余剰材と認められるためのコストが係り増しとなっている。

<国際ルール上の問題点>

国内産業の保護を行っていることから、GATT第11条に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダはGATT第24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

<最近の動き>

BC州内での高品質材の需要減少により、従来、輸出禁止であった高品質（グレードD及びF）のベイモミの丸太が、2011年12月から1年間に限り、輸出可能となり、本措置は引き続き2013年12月まで延長された（余剰材認定手続きは必要）。

関税

高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は5.3%であり、日・米・EUといった主要先進国の水準より若干高い水準にある。譲許税率が高い品目としては、グラスファイバー製品（最高15.7%）、衣類（最高18%）、非譲許品目としては、造船及びタンカー（最高実行税率25%）などがある。非農産品の譲許率は、99.7%となっている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。